

第2回 明石市財政健全化推進市民会議

議事概要

日時 平成26年7月2日(水) 15:25~17:25

場所 議会棟2階第3委員会室

明石市

次 第

1 議事

(1) 事務事業（引き続き検討する事業）の見直しについて

(2) 検討部会の構成等について

2 その他

【資料】

- 資料 1 財政健全化推進市民会議のスケジュール（案）
- 資料 2 事業見直しの考え方
- 資料 3 平成 26 年度 引き続き検討する事業 見直し案一覧
- 資料 4 明石市財政健全化推進市民会議 検討部会 委員名簿（案）
- 参考資料 1 参考データ集（人口、財政状況、職員数等）
- 参考資料 2 事務事業詳細説明資料
- 参考資料 3 移動支援施策一覧

出席者	委員 加藤会長、井内副会長、伊賀委員、澤田委員、竹内委員、平岡委員、今井委員、大原委員、瀬尾委員、竹田委員
	市 高橋副市長、北條政策部長、東企画調整担当部長、森本総務部長、宮脇職員改革担当部長、岸本財務部長、大西財政健全化担当部長、島瀬総務部次長、箕作財務部次長、笠谷財務部次長（市有財産活用担当）、村田財政健全化室課長
傍聴者	市議会議員 2 名、一般 4 名

1. 議事

(1) 事務事業（引き続き検討する事業）の見直しについて 財政健全化室課長より資料1について説明

会 長：ただいま、説明のあったスケジュールについて、何か意見があればお願いしたい。

C 委員：検討部会では細かい内容を審議していくことになるのか。また1回の検討部会に要する時間はどのくらいか。

会 長：この市民会議では大きなテーマを審議し、検討部会で中身を審議していただくことになる。

市 長：検討部会は1回あたり2時間程度を予定している。事業見直しのテーマが5つあるので、検討部会を2回開催し、1テーマ20分程度の議論を2サイクル行いたいと考えている。本日の市民会議では、テーマにより濃淡はあると思うが、結論を出すのではなく、各テーマについてのご意見や議論の方向性をお示しいただき、これを踏まえて検討部会で審議していただきたいと考えている。ただ、検討部会の審議の状況によっては、開催回数が増える可能性もある。

会 長：検討部会についてはこれから立ち上がるところであり、審議の状況により回数が増えることもあるとご理解いただきたい。

財政健全化室課長より資料2、資料3について説明

会 長：まず資料3のテーマ1「元気高齢者に対する福祉施策」について議論していきたい。事務局からの説明では、高齢者施策については、高齢化の進展に対応するために、支援が必要な方に対して必要な支援を堅持する一方で、市の財政状況から一律給付事業の見直しを図っており、昨年度、一部の事業の見直しを行ったが、今年度も引き続き皆さんのご意見をいただきたいという趣旨であった。意見があればお願いしたい。

B 委員：対象の3つの事業（「No.1 敬老月間推進（敬老金支給）事業」「No.2 敬老月間推進（長寿写真撮影）事業」「No.3 高齢者ふれあい入浴事業」）で、明石市だけが行っている事業はあるのか。

市 長：参考資料2の3、4、5ページ中段「他自治体との比較」を参照していただきたい。「敬老金支給事業」は近隣他自治体でも廃止や見直しの傾向にある。「長

寿写真撮影事業」は近隣他自治体では行っておらず、明石市のみの事業となっている。「ふれあい入浴事業」は制度のない自治体もあれば、方法は異なるが実施している自治体もある。

C 委員：資料3の1ページの「敬老金支給事業」の欄に「地域による高齢者の見守りのしくみを確保したうえで」とあるが、敬老金の支給は高齢者の見守りの機能も兼ねているのか。

市：「敬老金支給事業」については、民生児童委員が地域の対象者を訪問して直接配付しており、その意味で地域による高齢者の見守り活動の側面も持っているという考え方がある。一挙に廃止するとそのような活動ができなくなるという懸念もあり、別のしくみを確保したうえで検討していきたいと考えている。

C 委員：敬老金支給対象者以外の見守りはどうなっているのか。

市：300世帯に1人程度の割合で民生児童委員がおり、日常から見守りの役割を担っている。また、ひとり暮らしの高齢者の安否確認の目的での週1回民間事業者が保健飲料を宅配する事業のほか、新聞や郵便の配達など高齢者と接する機会の多い事業者と異変のある高齢者等を発見した場合には通報してもらう協定を締結して見守りを行っている。敬老金に関しては対象が77歳、88歳、100歳と十数年に一度の訪問であり、果たして見守りになっているのか疑わしいが、訪問を通じて民生児童委員と普段接する機会のない高齢者が知り合いになることができるという面はある。いずれにしても、77歳などは元気な高齢者が多い現状で、そこまで必要なのかという問題意識がある。

D 委員：第1回市民会議で質問した際に、この市民会議では個別の事業を1つ1つ検討していくことはないとのことであったが、改めて検討部会との役割分担をしておきたい。

それと、「長寿写真撮影事業」は他自治体も行っていないので、廃止してはどうか。

会 長：市民会議だけでは限界があるので、検討部会で様々な立場の人から幅広い意見を集めたいというのが検討部会を設置する趣旨である。市民会議としても議論し意見をいただくが、どちらかというところ全体を見る立場の市民会議が論点を示し、検討部会で詳細な議論をお願いするという関係である。

D 委員：市民会議での意見を検討部会に伝え、それを踏まえて議論した検討部会の意見を聞いて、市民会議で結論に近いものを出すという理解でよいのか。

副会長：財政健全化のためにある事業を廃止するにしても、その事業が果たしていた機能の一部を代替するものが必要な場合もあろう。そのような点を検討部会で議論していくと理解している。

会長：この市民会議は最終的な意思決定をする場ではなく、様々な意見を聞いたうえで、見直しの方向性などを市に提案していく会議と理解している。

市：その通りである。事業の見直しについては予算に反映することとなるため、市として方針を決定し、議会へ提案し、最終的に議会で意思決定されるという大きな前提がある。市としては行政だけで見直しの内容を検討するのではなく、市民の皆さんの意見を聞いて内容を決定していきたい。昨年度は市民との意見交換会や関係団体との意見交換を行ったが、今年度は、議会の承認を得て市の条例で設置しているこの市民会議という正式な場で市民の意見を聞き、その意見をできるだけ尊重して市としての方針を決定していきたいと考えている。

D 委員：最終的に市に対する提案をこの場で取りまとめるという理解でよいのか。

市：その通りである。

D 委員：検討部会と連携しておかなければ意味がないと思うが。

市：市民会議で議論して出た意見を踏まえて、検討部会でより詳細に議論してもらいたい。そして検討部会で出た意見を市民会議にあげ、最終的に市民会議でまとめをしていただきたいと考えている。

F 委員：「敬老金支給事業」だが、77歳では平均寿命にも達しておらず、廃止してもよいのではないか。「長寿写真撮影事業」についても家族でお祝いすることが大切であり、市の事業として実施する必要はないと思う。

E 委員：事業の見直しといっても、財政健全化を図るのであれば廃止を前提に検討していかねばならないのではないか。この場で廃止した方がよいという結論に至っても、市がその事業を残した方がよいと判断した場合、結局は廃止には至らないのではないのか。

会長：行政としても市民の皆さんの意向を受けて検討していきたいと考えており、単に廃止するだけでは、市民の意向に反すると考えているのではないか。

市 : 高齢者優待バス乗車証のように、市民の生活に影響の大きな事業は単純に廃止するのは難しい。できるだけ影響のない範囲でどのような見直しができるのか、代替策がないか、そのあたりについてもご意見をいただきたいと考えている。

A 委員 : 記載の3事業は廃止してもよいと考える。「敬老金支給事業」のうち100歳のお祝いはあってもよいかもしれないが、その他については、行政がひっ迫してまで続ける必要はない。現在、明石市では独自の要援護者の保健福祉医療システムが整備され、各地域のゾーン協議会で地域包括支援センターや在宅介護支援センターが民生児童委員等と協議して見守りを行っている。また、市では現在市内2箇所の地域包括支援センターを、今後、市内13箇所程度に増やすことも計画をしており、この中でもっと充実した見守り機能が期待できる。「敬老金支給事業」の見守りとしての意味はないのではないかと。
「長寿写真撮影事業」についても、明石市だけが実施している事業であり、廃止してもよいのではないかと。
「ふれあい入浴事業」は、介護保険制度の開始前に総合福祉センターで行っていた入浴支援事業の遺物ではないのか。

市 : 高年手帳所持者を対象に、毎週木曜日に市内の公衆浴場等において1回100円又は割引(300円)で入浴できるという事業で、体の不自由な方の入浴支援とは別のものである。

A 委員 : 公衆浴場に行くことのできる元気な高齢者はご自身で入浴していただき、行くことができない高齢者は、介護保険を利用して入浴等の介護サービスを受けていただくことができる。今後、要支援2の方への支援も市の事業に組み込まれてくるので「高齢者ふれあい入浴事業」は必要ない。ご自身で入浴できない高齢者に対する支援を考える方が大切なのではないかと。

G 委員 : 「敬老金支給事業」「長寿写真撮影事業」は廃止でよいと思う。「ふれあい入浴事業」については、対象が65歳以上というのは若いと感じる。現状は市と事業者の双方が負担しているが、この事業に市が補助していくことには疑問を感じる。例えば、市の負担を止めて事業者の負担による自主的な取り組みとしていくことも考えられる。

会 長 : 映画の高齢者割引で集客力が上がっているように、事業者が負担することによって利用者を増やす手段にもなる。行政がその部分に支援する必要はないのではないかと。

D 委員 : 賛成である。

F 委員：「ふれあい入浴事業」について、加古川市では一人暮らしで自宅に入浴施設のない70歳以上を対象にしており、これを見ると全て廃止してもよいのか疑問を感じる。

G 委員：明石市でも昭和54年の開始時は一人暮らしの70歳以上を対象にしていたようだ。

市：この制度が始まった趣旨は、加古川市のように一人暮らしで自宅に入浴施設のない高齢者への支援であった。本市では、制度を順次、拡充し、現在65歳以上で利用者負担を支払えば誰でも利用することができるようになっているが、市としても見直しが必要であると考えている。

会 長：そのような人を特定するのに逆にコストがかかる可能性も考慮する必要がある。ほかに意見がなければ、続いて資料3のテーマ2「公共交通機関による移動支援施策」について議論していきたい。何か意見があればお願いしたい。

E 委員：「No.4 高齢者福祉サービス推進（敬老優待乗車証）事業」では所得制限を設けているのか。

市：現在は所得制限を設けていない。今後の見直しの中で、対象者を限定するために所得制限という方法も検討している。

E 委員：高所得者には必要ないのではないかと。

F 委員：タクシー券の交付について、買物にタクシーで来られる高齢者を見かける。バス停等までは遠い場合でも、タクシーは自宅から目的地まで直接移動でき、荷物も積むことができるので、高齢者にとって利便性が高いのではないかと。

D 委員：タクシー券は近隣他自治体も配布しておらず、まして財政が厳しいなか、そこまで必要なのか。バス優待乗車証については公共交通機関なので、所得制限等の見直しを行ったうえでの継続も考えられるが、買物時には多少の工夫をしてももらうことも仕方がないのではないかと。

B 委員：現在、配布されている2,100円分のタクシー券で、買物に何回行けるのかということはあるが、市街地から離れた地域では商店が減少し、買物が大変な状況である。

D 委員：最近では、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の宅配サービスが広がってきており、交通手段が無くては生きていけない時代ではなくなっている。

F 委員：高齢者には、電話での注文でも時間がかかる方もおり、インターネットを通じた宅配サービスの利用は難しいと感じる。そういったサービスの利用をサポートする制度があれば、タクシー券は必要ないだろうが。

D 委員：明石市より交通の便が悪く商店の少ない自治体もある。他自治体がほとんど行っていないタクシー券に明石市がそこまでこだわる必要があるのか。

A 委員：タクシー券の事業費は 6,100 万円と大きい。他市ではタクシー券の配布をしていないが、一度に廃止すると困る方もおられるので、所得制限を取り入れてみてはどうか。

会 長：所得制限も一つの手段ではある。インターネットを通じた宅配サービスについては、もう少し時代が進めば高齢者でも利用できるようになるであろうが、今のところ高齢者には難しいようである。

E 委員：「No.6 コミュニティ交通運行事業」について、たこバスは必要との声をよく耳にするので継続してほしい。

D 委員：たこバスの乗車率が悪いので、続けるにしても検討していただきたい。

G 委員：「No.5 障害者優待乗車券交付事業」について、もともと障害者手帳をお持ちの方は障害の種類や程度に応じて公共交通機関の料金割引があるが、それに明石市が独自に上乘せしているのか。

市 : そうである。

会 長：続いて資料3のテーマ3「子ども・子育て支援施策」について議論していきたい。事務局からの説明では、明石市では現在、総合計画に掲げる「子どもを核としたまちづくり」を方針として各種の施策が進められている。子どもを大事にというのが大前提であるが、当然財源には制約があり、効果的、効率的な支援策を考えていかねばならないので、皆様のご意見を伺いたいという趣旨であった。意見があれば自由に発言していただきたい。

G 委員：「No.7 交通災害等遺児養育福祉金支給事業」について資料3に「他の理由によ

る遺児との公平性の観点から見直す」とあるが、ここでいう公平性の意味を詳しく説明していただきたい。

市 : この制度は交通事故や地震、台風災害等での遺児のみが対象である。

市 : 遺児になる原因はさまざまである。しかし、市では交通災害等が原因の遺児にのみ補助をしており、この点で公平性に少し問題があるのではないかと考えている。

市 : 「交通災害等遺児養育福祉金支給事業」は昭和 44 年度にできた制度であるが、その後、母子福祉金制度ができた。対象者は同じ母子家庭等なので、病気で亡くなった遺児も交通災害遺児も同じ母子福祉金制度で補助をしていた。そのため交通災害遺児養育福祉金の制度は残ってはいたが、使われていなかった。平成 19 年度に母子福祉金制度が見直され、なくなったのちに、母子家庭等でも交通災害等遺児の方についてはこの申請が適用され、現在、少数ではあるが受給者が残っている状況である。福祉制度の変遷の中で残ってきた制度である。

会 長 : 結果として交通災害等遺児だけが対象になり、確かにやや公平性を欠くという状況になっている。
次の「No.8 児童福祉一般事務事業」では、保育所の巡回警備だけが見直しの対象になっているのはどういう理由からか。

市 : 本市では、平成 18 年度から小学校に警備員を 2 名ずつ配置してきた。幼稚園は小学校に併設されているため安全策が講じられているが、保育所も心配であるということで同じく平成 18 年度にこの制度ができた。その後、いろいろと見直しの議論はあったが、今年度より小学校 5 校で警備員を 1 名体制にし、防犯カメラを導入した。この見直しにより、1 校につき警備員 1 名分 200 万円弱の事業費が削減でき、うち 100 万円で防犯カメラの設置を行い、残りのうち 50 万円で、地域で学校の見守りにご協力いただいたり、安全マップを作成する等、安全策を講じてもらっている。このように小学校については見直しを始めているが、保育所の巡回警備についてはどうすべきか、皆様のご意見をいただきたい。

D 委員 : 6、7 年前の行政改革推進懇話会で小学校の警備員 2 名体制を 1 名にすべきと意見していたが、ようやく見直しに着手されたと感じる。当時、児童が不審者に襲われる事件があり、明石市独自の事業として導入されたと記憶している。不審者の侵入は最初の段階で止めることが大切であるが、逮捕権のない警備員が立っていてもある意味不完全であり、警備員が 2 名だと安全で、1 名だと危

険ということはないので、2名にこだわる必要はないとの考えから、当時意見したものである。

B 委員：保育所巡回警備も他自治体では実施していない事業である。

G 委員：警備員が何箇所かの保育所を決まった時刻に巡回し、また、各保育所での滞在は短時間であるため、どれほど意味があるのか疑問である。現在、警察への通報システムが導入されているが、さらに防犯システムを充実するような対策の方が有効ではないか。また地域との連携という面では、保育所は両親が働いている場合がほとんどで、協力者を募るのは難しいので、スクールガードのように保育所にも地域の方が関わってもらえるとありがたい。

会 長：保育所巡回警備については、やや形骸化している面もあると感じる。

A 委員：防犯カメラは全小学校についているのか。防犯カメラがあればリアルタイムで監視、通報でき、警備員は1名でも十分防犯対策になる。

市 : 防犯カメラが設置されているのは、現在モデル校5校のみである。

D 委員：防犯カメラより、異常があれば駆けつける機械警備が重要ではないか。

会 長：近年、日本では、学校が襲われる大きな事件は起こっていない。しかし世界を見ると弱者が狙われている事件が起こっており、今後、日本も警戒していかなければならない。もし現状の防犯体制が形骸化しているのであれば、見直していく必要がある。

F 委員：「No.9 ベビーシート貸出事業」については、保護者同士での貸借で融通し合っており不要である。

D 委員：そもそもなぜこのような事業を始めたのか疑問である。

会 長：「No.10 幼児教育振興事業」について、資料3に「子育て支援施策全体の中で、事業のあり方を検討」とあるが、そのポイントを市に伺いたい。

市 : 私立幼稚園に在籍する市内在住の子どもの保護者に対する補助と、市内の私立幼稚園への運営補助の2点について見直しを検討している。ただし、現在子ども子育て会議で認定こども園制度等を検討している段階であり、それらの状況を見据えながら検討を進めていきたいと考えている。

市 : これらの制度ができた当時は、入園希望者が多く、全員が公立幼稚園へ入園することが難しかった。そのため保育料の高い私立幼稚園へ入園せざるを得ない状況にあり、市が補助金を出していた。その後子どもの数が減少し、現在では希望者全員が公立幼稚園に入園できる状況である。そのなかで、私立幼稚園への入園を希望する保護者は、各園の特色に魅力を感じてあえて私立幼稚園を選んでおり、その方へ補助を出しているという状況は問題があるのではないかと考えている。

A 委員 : 市内の公立幼稚園で全員を受け入れるだけの定員があるのなら、廃止してもよいのではないか。

B 委員 : 幼稚園での預かり保育の状況はどうなっているのか。

市 : 共働き世帯の増加で、長時間預かる保育所への需要が高まっており、待機児童が増えてきている。一方、公立幼稚園では 14 時頃までの預かりになっているものの、もう少し長く預かってほしいという声もあり、一部の園では預かり保育の取り組みをしている。現在、市では子ども・子育て会議で両方のニーズに応えられるように、認定こども園を作るのか、保育所を拡充するのか、幼稚園をどうしていくのか等、就学前の児童の教育・保育のあり方について議論しているところである。

市 : 公立幼稚園での預かり保育は今年度から 28 園中 9 園で実施している。預かる時間は 17 時までで、長期休暇中も預かることとなっている。このため、幼稚園教諭を増員している。

G 委員 : 17 時までであれば、両親ともがフルタイムで働くのは難しい。

市 : 預かり時間については、市が取り組む以上は人員を配置しなければならないが、希望される保護者数、預かり時間と、配置しなければならない体制が見合わず悩ましい面がある。

会長 : 続いて資料 3 のテーマ 4 「人権教育・啓発施策」について議論していきたい。何か意見があればお願いしたい。

E 委員 : 参考資料 2 の 15 ページを見ると、人権教育・啓発施策にかかる事業費 2,800 万円のうち人件費が 1,700 万円と大きな割合を占めている。その中身について伺いたい。

市 : 人権教育推進員を中学校区ごとに1名で計13名、人権啓発員を小学校区ごとに2名で計56名配置しており、これらの方への報酬である。

F 委員 : 人権教育推進員は中学校コミセン等に週4日程度勤務し、中学校区全体の自治会や子ども会、PTA等が人権教育を行う際のコーディネート、アドバイスをしており、人権啓発員は人権教育推進員の補助的業務を行っている。自治会等の役員は毎年度交代することが多いなかで、人権教育推進員は地域の人権教育の要である。以前、人権教育推進員をしていたことがあるが、報酬については年間100万円程度であり、仕事の内容からしても妥当なものとする。

会 長 : 市民1人当たり事業費額は決して多くはないが、神戸市と比べると随分違いはある。市の考える論点としては、人権教育推進員を減らすかどうかということでのよいのか。

市 : 事業費が高いため見直しせざるを得ないと考えているが、市として見直しの方向性を明確に決めているわけではない。人権教育については大きな方針があり、それに基づいて教育や啓発を行っているので、その方針を踏まえたうえで、どのように見直すべきか、今後検討していきたいと考えているので、意見を伺いたい。

B 委員 : 人権教育推進員については、今の体制が最低限度のものであり、これ以上人数を減らすことは厳しいと感じる。

F 委員 : 人権啓発を継続的に実施するには、少なくとも今の人数が必要である。削減が必要であるならば、啓発活動に伴う会場費や事務費等の見直しを優先すべきである。

B 委員 : その費用を自治会が負担することは考えられる。

会 長 : 重要な課題である。人件費を減らすのではなく、他の活動と連携により効率化し、人権教育・啓発活動の質や量についてはできるだけ維持していく、という方向の意見をいただいた。

F 委員 : 人権教育全体に関して、人権推進課と男女共同参画課を統合することで、組織をスリム化して効率化するとともに、互いに新たな視点を心得て事業内容の活性化にもつながるのではないかと考える。

会 長：これまでの経緯もあり、すぐには難しいかもしれないが、広義での人権施策を1つの単位として組織を統合し、より合理的、効率的に進めてはどうか、という非常に積極的な提案である。

続いて資料3のテーマ5「ごみ収取運搬関連事業」について議論していきたい。初めに3つの事業「No.12-1 ごみ収集運搬事業」「No.12-2 ごみ収集運搬委託事業」「No.12-3 粗大ごみ収集運搬事業」のポイントについて説明していただきたい。

市：ごみは、無料で回収する家庭ごみと、有料で回収する事業系ごみに大別されるが、今回議論の対象は全て家庭ごみに関する事業である。家庭ごみの収集には直営収集と委託収集がある。問題点は主に3点ある。1点目は、直営収集の人員費単価が委託収集に比べ約2倍かかるという点である。この点については、これまでも委託契約の割合を徐々に増やしてきたところである。2点目は、委託収集の契約方法が一般競争入札ではなく随意契約になっており、競争原理が働いていないという点である。3点目には、コストの負担のあり方の問題である。現在、家庭ごみについては無料で回収しているが、他自治体ではごみ袋の指定や回収の有料化を行っているところもある。一方、粗大ごみの収集は有料化したが、併せて各家庭に個別に収集に行くこととしたためコストはその分高くなっている。以上3点が主な問題点である。

会 長：大きな方向での発言や、市民としてお気づきの点があればお願いしたい。

F 委員：子ども会などが行っている再生資源集団回収に対する市の助成金は必要なのか。

市：再生資源回収による市からの助成は、子ども会の非常に大きな収入源になっているが、缶などの買い取り価格の相場は変動が大きく、過去にはお金を払わなければ事業者が引き取ってくれないという時期もあった。このような背景から子ども会の安定した活動のためにも助成の要望が強く、現在も続いているという状況である。

F 委員：高年クラブなどでも活動資金確保のために大変熱心に回収されている団体があることは承知している。しかし、市として定期的にごみ収集をしており、生活上、衛生的には十分な水準である。子ども会へは自治会からも活動費が出ており、付加的な環境保全活動に対して市が助成金を出すのはいかがかと思う。事業費が小さいのならば問題はないが、削減することで財政健全化に大きく寄与するのであれば検討してはどうか。

市 : この再資源化推進事業については昨年度も議論され、今年度から一部事業の見直しを行ったところである。この事業が子ども会の大きな活動資金源になっている面はあるが、一方で市民のリサイクル意識の高揚という目的がある。そういったことから対象品目の中で比較的回収率の低い雑がみの再資源化を推進するため、今まで全品目一律4円/kgだった助成単価設定を見直し、雑がみの単価を上げ、新聞紙の単価を下げることにした。これにより昨年度約3,800万円であった事業費を今年度は約500万円削減できる見込みである。今後も事業費削減への取り組みは必要であり、今回のご意見も参考にさせていただきたい。

D 委員 : 1点目の直営と委託の問題については、どの自治体にも共通の問題であろうが、明石市は市のバス事業を民間移譲した経験も活かして、徐々に直営収集を減らし、将来的には全て委託収集としなければ、人件費の負担に耐え切れないと考える。2点目の民間委託の契約方法については、難しい状況はあろうが、随意契約ではなく、競争原理を働かせることが必要である。

会 長 : ごみの減量化のためには、行政がどのように市民の意識改革を促していくかが重要である。経済学的にはシンプルに、ごみを出せばお金がかかるという意識を持ってもらうことが有効と考えられるので、有料化も検討すべきである。特定の道路路線に流入する車の量を抑制するための通行料金設定などの例と同様の、人の行動を変え、ごみの量を減らすための価格設定を取り入れてはどうか。また有料化によって得た収入を異なる環境問題の解決のために投資するしくみがあってもよいと思う。

D 委員 : すでに家電や車の価格にもあらかじめ廃棄コストが転嫁されており、市民の意識はかなり高まっていると感じる。ただ家庭ごみに関しては、まだ市が無料で回収してくれるという考えがあり、それを変えるにはやはりごみ袋の指定や有料化が有効ではないか。

会 長 : 全体として意識は上がっていると思うが、ごみの量が有料化等の取り組みでどの程度減るのかを市民に見えるようにするしくみがあってもよいと思う。

A 委員 : 市街地から離れた場所になると、ごみの不法投棄が多く困っている。このことも考慮して検討すべきである。

D 委員 : どこかで社会実験をしているのを見たが、ごみを放置していることが不法投棄を誘発する要因となるため、対策としては周辺を徹底して清浄に保つことしかないようだ。

B 委員 : 近所のごみステーションでも、遠方から車で来てごみを捨てていく人がいる。

会 長：それではテーマ5についてはここまでとしたい。

E 委員：資料3の2ページ「2 その他の事業」についても議論するのか。

会 長：こちらは市として見直しの方向がある程度出ている事業であり、本日の会議時間の関係もあるので、ご意見を直接事務局へお伝えいただければと思う。

C 委員：引き続き検討する事業の市民会議に検討を求めるテーマとして5つ挙げられているが、他に見直しが必要な事業は本当になかったのか。テーマを5つに絞った経緯を説明していただきたい。

市 : 昨年度、財政健全化推進協議会を設置して、市議会との間で、資料3に挙げている事業の何倍もの事業について議論を進め、結果として54事業を見直した。今回議題にあげている資料3の1ページの5つのテーマの事業及び2～3ページのその他の事業については昨年度結論が出なかったものである。また、事業の見直し以外の、施設や受益者負担の見直し、歳入の確保の取り組み等については、最終的には財政健全化推進計画に盛り込むこととなる。まずは事業の見直しについて議論していただき、一応のまとめができた後に施設や受益者負担、歳入の確保等についても議論を進めていただきたいと思います。

H 委員：多くの事業がある中で、なぜこれらの事業に絞られているのか疑問に感じていたが、今の説明で納得できた。しかし今回のテーマとして取り上げられている事業の中でも議論するまでもないと思われる事業もある。限られた会議の時間を有効に使い、効率的に会議を進めていただければと思う。

会 長：この市民会議は、これまでの議論の積み上げの延長線上で議論しているという側面はあるが、我々市民の目からの再点検という意味で、過年度に議論した内容であっても意見させていただくという方針で進めるので、皆さんには自由な意見をお願いしたい。

D 委員：前回の資料6の今後の財政推計では、平成30年度までしか記載されていない。今後、歳入の確保に関する議論をするにあたっては、あと5～10年先の見込みまで示していただきたい。問題になるのは平成30年度までではなく、その先だと考えるので、難しいかもしれないがお願いしたい。

C 委員：市の組織体制も含めた根本的な見直しをしなければ、財政健全化の面でも根本的な解決にならないのではないかと。

市 : 組織体制も含めた見直しをしなければ根本的な解決にならないということについては、全く同感である。ただ、事業と組織は表裏一体の関係であり、議論のあるところとは思いますが、これまで市としては、事業を実施するか否かに応じて、それに見合った組織体制を検討してきたということをご理解いただければと思う。いずれにしても今後の組織体制を考えていくうえで、皆さんのご意見があればお聞かせ願いたい。

会 長 : 人権教育・啓発施策のテーマのところ、男女共同参画と人権について、かつては異なる組織で効率的に事業が行われていたが、社会情勢や市民意識が変わり、今後は統合、協力して1つのユニットとすることによって、より効率的に業務が行えるのではないかと、というご意見もあった。

市 : 男女共同参画を含めて人権という大きな括りで捉えていくという考え方は、市としても以前から持っている。どういう形で組織に反映できるかについては、改めてのご提言として受け止めたい。

会 長 : 是非とも前向きに検討していただきたい。

(2) 検討部会の構成等について

検討部会に参画する市民会議委員に大原委員を指名した。

その他の検討部会構成委員について財政健全化室課長より資料4の説明を受け原案通り決定した。

第1回検討部会は7月17日(木)、第2回検討部会は8月6日(水)開催予定とする。

【一同異議なし】

2. その他

連絡事項

- ・ 次回の開催日程は8月下旬から9月上旬の予定とする。

閉 会